

平成四年文部省令第三号

美術刀劍類製作承認規則

銃砲刀劍類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第十八条の二第二項及び第四項の規定に基づき、美術刀劍類製作承認規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（承認の申請）

第一条 銃砲刀劍類所持等取締法第十八条の二第二項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した承認申請書により、行わなければならない。

一 承認申請者の氏名又は名称及び住所

二 承認申請者と製作担当者が異なる場合は、製作担当者の氏名及び住所

三 製作担当者の生年月日及び刀工歴

四 製作を依頼した者の氏名又は名称及び住所

五 製作しようとする刀劍類の種別及び員数（影打ちの員数を含む。）

六 製作の目的

七 製作の場所

八 製作の着手及び完了の予定期

九 その他参考となるべき事項

（承認）

第二条 文化庁長官は、製作しようとする刀劍類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀劍類の製作につき承認を受けたことのある刀匠（承認を受けた刀劍類の製作を担当したことのある刀匠を含む。）の下で引き続五年以上技術の練磨に専念して刀劍類の製作担当者として十分な技術を習得したこと、その刀匠が証明し、かつ、登録審査委員二名以上が保証した者で、文化庁長官の行う刀劍類の製作に関する研修を受けたものである場合には、申請に係る刀劍類の製作を承認するものとする。

都道府県の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化財の保護に関する事務を管理し、及び執行することとされた都道府県にあつては、当該都道府県の知事。次項において同じ。）は、製作しようとする刀劍類が美術品として価値のあるものであり、かつ、製作担当者が刀劍類の製作につき承認を受けたことのある者（承認を受けた刀劍類の製作を担当したことのある者を含む。）である場合には、申請に係る刀劍類の製作を承認するものとする。

3 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、刀劍類の製作につき、承認を行う場合には、承認を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日）から施行する。

附 則

この省令は、銃砲刀劍類所持等取締法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十二号）の施行の日（平成四年三月一日）から施行する。

附 則

（平成一二年三月一五日文部省令第一五号）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日の前日において登録審査委員である者の任期は、改正前の銃砲刀劍類登録規則第二条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成三一年三月二九日文部科学省令第七号）抄

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和三年六月一日文部科学省令第二八号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）